

1. **投稿資格**：本特集号への投稿資格を有するのは、第 68～71 回土木計画学研究・講演集に掲載され、かつ、土木計画学研究発表会（春大会または秋大会）において著者により発表がなされた論文（但し、秋大会に関しては、企画論文部門でかつ 2 ページ以上の文量の論文に限定される）である。さらに、土木計画学研究・講演集に掲載された論文の投稿責任者は、土木学会（以下、本会という）会員でなければならない。
2. **原稿提出先**：土木学会・土木計画学研究委員会・学術小委員会（以下、委員会という）。
3. **原稿提出期日**：原稿は 6 月の土木計画学研究発表会直後の月曜日から 6 月第 3 週金曜日の午後 5 時まで受け付ける（年に 1 回）。詳細は、本会会告や、委員会ホームページを参照すること。
4. **査読手続**
 - 4.1 投稿原稿に対し、委員会は査読を行って掲載の可否を決定する。なお、原稿の内容については、1 回ないし 2 回の修正を求めることがある。また、「掲載可」通知後に論文体裁の修正を依頼することがある。
 - 4.2 原稿の投稿は、修正を依頼した後の原稿を含め、WEB 投稿（委員会指定のホームページ上での投稿）に限る。電子メールで委員会担当者に送ったものなどは受け付けない。
 - 4.3 委員会が指定した期間以外の投稿は一切受け付けない。
 - 4.4 書式不備が著しい原稿や、英文アブストラクト等の必要情報が欠落している原稿などは受け付けない。
5. **投稿原稿の書き方**
 - 5.1 土木計画学研究・講演集で発表された講演用論文の内容を充実させた原稿とすること。
 - 5.2 投稿原稿は、十分に推敲されたものでなければならない。また、投稿の手引やホームページ上の見本に記載している形式に従ったものでなければならない。
 - 5.3 投稿原稿は、和文・英文いずれかに限る。
 - 5.4 投稿時の論文申し込み画面にて必要事項を記入すること。これが適切でない場合は必要な連絡が届かないことがある。その責は投稿責任者が負うものとする。記入事項の内容を変更した場合は速やかに連絡すること。
 - 5.5 投稿原稿の詳細については投稿の手引きおよび委員会のホームページを参照すること。
6. **著作権の帰属（譲渡）**：論文集に掲載された論文の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に定める権利を含む）は本会に帰属（譲渡）する。著作者自らが、論文の全文、または一部を複製・翻訳・翻案などの形で利用する場合、本会は原則として、その利用を妨げない。ただしインターネットのホームページなどに全文を登載する場合は、本会へ通知しなければならない。

第三者から、論文の全文または一部の複製利用（翻訳として利用する場合を含む）の申し込みを受けたときには、本会は特に不適切とみなされる場合を除き、これを許諾することができる。この場合、本会は著作者に著作物利用の概要を通知する。
7. **共同著者の責任と著作権**：共同著作された論文の著作権は、著作がなされた時点で氏名が掲げられた複数の著者に共有される。このため本論文集に投稿後の著者名の表示変更（著者の順番変更を含む）は認められない。

8. **討議**：特集号に掲載された論文に関する討議の原稿も掲載後 6 ヶ月以内であれば受け付ける。原稿提出先は土木学会論文集編集委員会であり、討議の方法は土木学会論文集投稿要項に従う。

9. **掲載料**：掲載料については投稿の手引を参照すること。

2010.12.21 制定

2012.03.31 改訂

2014.05.24 改訂

2015.01.16 改訂

2018.11.23 改訂

2021.05.17 改訂

2024.03.24 改定